

藤沢市市営住宅条例の一部改正について
藤沢市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

2020年（令和2年）2月26日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市市営住宅条例の一部を改正する条例
藤沢市市営住宅条例（平成9年藤沢市条例第9号）の一部を次のように改正する。
第13条の次に次の1条を加える。

（保証人の極度額）

第13条の2 前条第1項第3号に規定する保証人が保証する極度額は、入居時（第29条第1項に規定する保証人の変更をしたときは、同項に規定する変更の承認時）における家賃の12月分に相当する額とする。

第20条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とする。

第46条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第57条を削り、第58条を第57条とし、第59条から第64条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、民法の一部が改正されたことに伴い、保証人が保証する極度額を定める等のため、所要の改正をする必要による。